

本文中に記載がないものは、原則として、対象となっても、費用は無料、申込は不要（定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ）。HPはホームページ、Eメールアドレス、地区市民センター、出張所、生涯学習センター、二つのみや表参道スワエ、地域コミュニティセンター、市民活動センター、申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。



安心・安全

危険物取扱者試験と講習会

- 1 危険物取扱者試験
 - ▽日時 6月3日(日)午前9時
 - ▽会場 作新学院高等学校(二の沢一丁目)。
 - ▽試験の種類 甲種・乙種1～6類・丙種。
 - ▽費用 甲種5000円・乙種3400円・丙種2700円(受験手数料)。
 - ▽申込期間 電子申請4月10日まで、書面申請4月2～13日。
- 2 試験前講習会
 - ▽日時 5月11日(金)午前9時30分
 - ▽会場 東消防署(中今泉5丁目)。
 - ▽費用 宇都宮危険物保安協会会員事業所社員など

- 3 準備講習会
 - ▽日時・会場 5月16日(水)とちぎ福祉プラザ(若草1丁目)、5月19日(土)清原工業団地管理センター(清原工業団地)。午前9時20分。全2回。
 - ▽費用 6180円(受講料)。

- その他 申し込み方法など、詳しくは、1 消防試験研究センター(624)1022、2 消防局予防課(625)5507、3 県危険物保安協会(622)0438へ。

環境

雌の犬・猫の不妊手術費に補助金を交付します

▽対象 市内在住で、市税を完納している人。犬の場は登録と平成30年度の狂犬病予防注射が完了していること。手術後1カ月以内に申請してください。

▽補助額 犬15000円、猫14000円。1世帯当たり犬・猫のいずれかを年度中1回。補助金には

ページ番号 1005587

狂犬病予防集合注射(4月) ※会場ごとに時間が異なります。

| 期日 | 会場 | 期日 | 会場 |
|-----|--|-----|--|
| 4日 | 姿川中央小学校、姿川第一小学校、若松原中学校、新田小学校 | 15日 | 姿川区、雀宮区、平石区、城南グラウンド |
| 5日 | 戸祭小学校、宝木小学校、駒生運動公園、明保小学校 | 16日 | 東岡本自治公民館、市平出サッカー場、岡本コミュニティプラザ |
| 6日 | 西原小学校、城東小学校、陽東小学校、田原西小学校 | 18日 | 宝木区、とちぎ男女共同参画センターパルティ、県農業試験場、宇都宮美術館、JA豊郷支所 |
| 8日 | とちぎ福祉プラザ、河内ふれあい市民農園、横川区、清原区 | 20日 | 国本区、ろまんちっく村、富屋区、篠井区 |
| 9日 | 雀宮体育館、茂原健康交流センター、陽南プール | 21日 | 保健所 |
| 10日 | 姿川学習センター体育館、上欠団地集会場、コンセーレ、市営大谷駐車場 | 22日 | 南(酒)(南運)、上下水道局、駅東公園プール |
| 12日 | 古田公民館、河内農村体験交流館、JA 芦沼倉庫、上小倉自治公民館、今里集落センター、宮山田運動場 | 24日 | みずほの自然の森公園、瑞穂野区、サン・アビリティーズ、南図書館 |
| 13日 | 東の杜公園、上籠谷町運動場、JA 竹下農業倉庫、エコパーク板戸 | 25日 | 北山霊園、下田原運動場、河内区、田原コミュニティプラザ、上河内健康館 |

犬の死亡届

飼い犬が死亡した場合は、保健所、各区・区、保健と福祉の総合相談で死亡届を提出してください。

犬の登録事項変更届

市外から転居してきた人は、鑑札をお持ちの上、直接、保健所、各区・区、保健と福祉の総合相談へ。市外に転居する人は、転居先の市町村で手続きを行ってください。

☎生活衛生課(626)1108

犬の飼主の皆さんへ 平成30年度狂犬病予防注射

ページ番号 1005583

生後91日以上の子犬の飼い主には、飼い犬に対する生涯1度の登録と年1度の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。登録・注射を行い、犬鑑札・注射済票を首輪などに必ず装着してください。



▲犬鑑札と注射済票にミヤリーをデザイン

狂犬病予防注射

動物病院で接種する 料金や手続き方法などについて、詳しくは、動物病院へお問い合わせください。注射実施後は、注射済票の交付を受けてください。動物病院で注射済票の交付を受けられない場合は、保健所、各区・区、保健と福祉の相談(市役所1階)で手続きしてください。

集合注射会場(4月に市内を巡回)で接種する

▽期日・会場 右の表の通り。雨天決行。
 ▽費用 注射料金=1頭3,500円。登録料=1頭3,000円(未登録者)。現金のみ。
 ▽その他 会場ごとに時間が異なります。市HPなどでご確認ください。

■持ち物 3月に送付し、必要事項を記入した「平成30年度狂犬病予防注射のお知らせ」はがき。ふん処理袋。新たに犬を飼った人やはがきを紛失した人は、会場でお申し出ください。

■注意事項 会場には、首輪・引き綱を付け、制御できる人が連れて来てください。車で来場する場合は、駐車スペースがある保健所・各区などを利用してください。

飼い犬の体調に不安がある場合は、かかりつけの動物病院に相談してください。問診した獣医師の判断で注射を受けられない場合があります。

◎農業振興対策審議会特別委員の公募 「第2次市食料・農業・農村基本計画」見直しのため、委員を募集します。▽任期 5月～平成31年3月▽内容 任期中5回程度開催する会議に参加し意見を述べる▽対象 市内に引き続き1年以上住んでいて、申込時に20歳以上の人。他の附属機関の委員や公務員を除く▽募集人数 2人程度▽選考 作文・面接▽その他 申込期限は4月20日。申し込み方法など、詳しくは、農業企画課(632)2472へ。

4月募集の環境学習講座

▽日時・内容など 下の表の通り。

▽会場 環境学習センター。

▽申込 往復はがきの往信に希望講座名・右記の凡例にある④を、返信に郵便番号・住所・氏名を書き、①～⑦4月15日まで⑧4月30日まで(消印有効)に、〒321-0126 茂原町777-1、環境学習センターへ。複数講座に申し込み可(②③は重複不可)。はがき1枚につき1講座。同一講座に複数枚(同行者含む)の申し込み不可(①～⑦1人のみ⑧2人まで)。

▽その他 定員に満たない場合、締切日の1週間後午前9時～電話で受け付け。

④環境学習センター ☎(655) 6030



限りがあります。
▽申込 生活衛生課(保健所内)、保健と福祉の相談窓口(市役所1階)、各④・⑤に置いてある申請書に必要事項を書き、直接、各申請書取得先へ。送付の場合は、〒321-0974 竹林町972、保健所生活衛生課 ☎(626) 1108へ。

**「ごみ分別アプリ」
「さんあくる」配信中です**

ページ番号
1004943

便利で分かりやすいスマートフォン用ごみ分別アプリを配信中。ごみの分別・リサイクルのさらなる促進とサービス向上のため、便
■主な便利機能
 ▽収集日カレンダー ごみ収集日(分別収集日)をカレンダー形式で確認。
 ▽収集日アラーム ごみの収集日をアラームでお知らせ。ごみの出し忘れを防止。
 ▽ごみ分別辞書 検索で分ける方・出し方を確認。
 ▽多言語対応 英語・韓国語・中国語に対応。



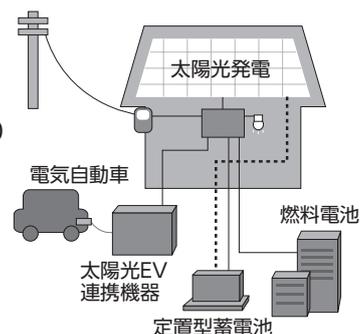
| 講座名 | 日時 | 定員・費用(材料費) |
|---|--|-----------------|
| ①スラッシュキルト講座 不用になった大柄の布と無地の布を縫い合わせ、独特の風合いを作り出し作品を仕上げる | 5月8・22・29日、午前10時～正午。全3回 | 抽選16人 1,200円 |
| ②パッチワーク経験者対象講座 不用な布を利用し、パッチワークを学び、タペストリーなどの作品を仕上げる | 5月9・23日、6月13・27日、7月11日。午前10時～正午。全5回 | 抽選20人 1,000円 |
| ③パッチワーク初心者対象講座 不用な布を利用し、パッチワークの基礎を学び、ポーチやバックを作る | 5月11・25日、6月8・22日、7月13日。午前10時～正午。全5回 | 抽選16人 1,000円 |
| ④純銀粘土でアクセサリづくり講座 不用になったガラスと純銀粘土を組み合わせ、アクセサリを作る | 5月15・22・29日、午前10時～正午。全3回 | 抽選16人 2,060円 |
| ⑤和裁で小物づくり講座 端切れを利用した花のブローチ作りを学ぶ | 5月16日(水)午後1時30～3時30分 | 抽選16人 500円 |
| ⑥やさしい布ぞうりづくり講座 不用になったバスタオルを利用して、昔ながらの草履を作る | 5月19日(土)午前9時30分～正午 | 抽選20人 350円 |
| ⑦着物リフォーム講座 タンスなどで眠っている着物や羽織を利用して、洋服を作る | 5月23・30日、6月6・20日。午前10時～正午。全4回 | 抽選16人 1,000円 |
| ⑧環境大学「森林と環境」 森林の現状、多面的機能、持続可能な管理などについて学び、大切な森林を残すためにできることを考える | 5月26日、6月23日、7月21日、8月29日、9月15日。午前10時～正午。8月29日は午前9時～午後4時。全5回 | 抽選80人 |

語・中国語に対応。
▽地図で確認 使用済み小型家電や廃食用油の回収ボックス設置場所、粗大ごみ納付券の取扱店などを地図で確認。
■費用 無料。通信料は利用者負担。
④ごみ減量課 ☎(632) 2414
太陽光エネルギーを活用 家庭向け低炭素化 普及促進補助金
 家庭から排出される二酸化炭素を減らし低炭素化を進めるため、本市では、太陽光発電システムに加え、これと連携した電気自動車

ページ番号
1005418

や蓄電池などに対する補助を行っています。
■受付開始日 5月15日。
■補助対象機器・補助額
 ▽太陽光発電システム 1キロワット当たり1万円(上限8万円)。
 ▽定置型蓄電池 自己負担額の10パーセント(上限30万円)。
 ▽蓄電池を備えたEV自動車など 自己負担額の10パーセント(上限30万円)。
 ▽太陽光EV連携機器(変換機) 自己負担額の10パーセント(上限10万円)。
 ▽燃料電池(エネファーム) 自己負担額の10パーセント(上限10万円)。

■対象 次の全てに該当する人。①市内に住民登録があり、自ら居住する住宅に機器を設置する②市税を滞納していないなど。
■その他 詳しくは、市HPをご覧ください。
④環境政策課 ☎(632) 2408



◎天文台で星を観察しよう ▽日時 4月7・28日(土)、午後7時～9時▽会場 田原中学校(下田原町)▽内容 金星、冬から春の星座、散開星団(M44・67)などの天体観望会▽その他 詳しくは、河内星の子会 ☎090(4954)6261 へお問い合わせください。④田原中学校 ☎(672)0008

会の皆さんによる、丹精込めて育てた春の山野草の寄せ植えなどを展示。

●緑のまちづくり課 ☎ (632) 2593

4月1日から上河内・河内地区のくみ取り式トイレの尿収集業者を変更

ページ番号 1005615

4月以降のくみ取りは新しい業者へご連絡ください。上河内地区 宇都宮興産

☎ (658) 9566

▽河内地区 陽南産業 ☎ (659) 7234

▽その他 上河内・河内以外の地区の業者変更はありません。

3 ●くみ減量課 ☎ (632) 242

1 春野菜の種まきから収穫 市内の樹林地・緑地で自然体験

まで

▽日時 4月15日(日)、6月3日(日)。午前9時～正午。

▽会場 鶴田沼緑地(鶴田町)。

▽定員 各先着30人。全日程参加できる人優先。

2 戸祭山緑地の散策とハルゼミ観察会

▽日時 5月5日(土・祝)午前9時～正午。

▽会場 戸祭山緑地(山本町)。

▽定員 先着30人。

3 春の観察会 春の長岡樹林地に花と昆虫を探す

▽日時 5月13日(日)午前9時～正午。

▽会場 長岡樹林地(長岡町)。

▽定員 先着20人。

●費用 1 300円 2 200円 (保険料など)。グリーントラスト年会員と小学生以下は無料。

●申込 4月5日から、電話で、グリーントラストうつのみや事務局(緑のまちづくり課内) ☎ (632) 2559へ。

●その他 雨天の場合は現地で開催の可否を決定します。

4月6～15日は春の交通安全市民総ぐるみ運動

▽スローガン 子どもも高校生も高齢者もみんなで交通事故のない愉快なまちへ

▽運動の重点 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止。自転車の安全利用の推進。全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底。飲酒運転の根絶。「子どもや高齢者にやさしい3S運動」の推進。「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底。

■春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニングセレモニー

▽日時 4月5日(木)午前11時20分～。

▽会場 オリオンスクエア。

▽内容 交通安全宣言などの式典など。

■子どもの交通事故防止 全国で通学中の子どもが死傷する交通事故が発生しています。ドライバーは、スクールゾーンや通学路などを通行する際、子どもの急な飛び出しや転倒などを予測し、安全な速度での運転を心掛けましょう。保護者は、子どもが日常生活の中で安全に道路を通行できるよう、家庭内で交通安全について話し合ってみましょう。

■高齢者の交通事故防止 高齢ドライバーが増加する中、高齢者が交通事故の加害者となるケースも発生しています。加齢に伴う身体機能の変化により、視野が狭くなったり、判断や反応が遅れたりするなど、若い頃よりも機敏な行動を取れないことが、事故原因の一つとして考えられます。高齢者は、身体機能の変化を自覚し、日ごろから十分に安全確認を行うとともに、時間と心に余裕を持った運転を心掛けましょう。

■自転車による交通事故防止 自転車を利用するときは交通ルール(自転車安全利用五則)を守り、安全に利用しましょう。また、歩行者やドライバーも自転車の交通ルールを知ることによって交通事故を予防しましょう。

▽自転車は、車道が原則、歩道は例外。

▽車道は左側を通行(路側帯も左側通行)。

▽歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。

▽安全ルールを守る。飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。

▽子どもはヘルメットを着用。本市では高齢者のヘルメット着用も推奨。

■シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう シートベルトは、あなたや家族の大切な命を守る命綱です。自動車に乗るときは必ず後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用し、安全運転を心掛けましょう。また、6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。乗車する子どもの体格に合わせたものを選び座席にしっかりと固定し、正しく着用しましょう。

■飲酒運転の根絶 飲酒運転は、悲惨な重大事故を引き起こす悪質な犯罪行為です。飲酒運転を「しない・させない」を徹底しましょう。

■「子どもや高齢者に優しい3S運動」の推進 3Sとは、See(見る・発見する)・Slow(減速する)・Stop(止まる)の頭文字です。運転者は、子どもや高齢者を見掛けたら、減速してその動きに注意するなど、思いやりのある運転と交通事故防止に努めましょう。

■「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底 夕暮れ時の視認性低下による「見落とし」「発見の遅れ」を防止するため、前照灯を早期に点灯するとともに、夜間は交通量の多い市街地などを除き、原則ハイビームで走行して、歩行者などを少しでも早く発見できるようにしましょう。

●生活安心課 ☎ (632) 2264

●剪定枝(せんていし)のリサイクルにご協力を 本市では、焼却ごみをさらに減量するため、家庭で発生した剪定枝のリサイクルに取り組んでいます。南清掃センター(屋板町)への剪定枝の搬入にご協力ください。なお、南清掃センターでは、チップの配布は行いません。▽剪定枝の種類 太さ10センチメートル、長さ2.5メートル以内で軽トラック1日1台まで。毒性のある木・草・落ち葉は焼却処理▽その他チップの配布は小澤商事(古田町)で行います。詳しくは、ごみ減量課 ☎ (632) 2416へ。

住まい・環境
安全・交通

ページ番号を市HPのトップページで入力してみてください。
関連ページが見られるよ。

住まい

家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を補助

ページ番号 1005120

対象 次の全てに該当する人。①市内在住で住民登録がある②電動式生ごみ処理機または非電動式生ごみ処理機を購入・設置した③市税の滞納がない。

補助金額
 ▽電動式生ごみ処理機 購入金額の2分の1を助成。1台につき上限3万円。1

電動式生ごみ処理機（一例）



乾燥式 バイオ式

非電動式生ごみ処理機（一例）



地上式 埋め込み式

世帯1台まで。
 ▽非電動式生ごみ処理機（コンポスト容器など） 購入金額の2分の1を助成。1基につき上限5000円。1世帯3基まで。
その他 申請方法など、

市営住宅入居者4月の募集
 ▽受付日時 4月3日、9日、午前9時～午後5時。
 ページ番号 1005656

建物の改修・解体時のアスベスト調査にご協力を
 平成18年8月までに建て
 ページ番号 1005270

環境保全課 (632) 2420
 確認・調査は施工業者などが行いますが、建物の所有者や管理者は、確認・調査の費用負担が必要ですので、ご協力ください。

詳しくは、ごみ減量課 ☎ (632) 2414へ。

▽受付会場 住宅課（市役所9階）
 ▽抽選会 4月13日（金）
 ▽その他 募集住宅や申し込み資格・方法などについて、詳しくは、住宅課や各区・団に置いてある「入居申込案内」「市営住宅入居者募集」をご覧ください。
 住宅課 ☎ (632) 2553

られた建物などには、アスベスト（石綿）を含む建材が使用されている可能性があります。これらの建物の改修や解体を行う場合には、アスベストを含む建材の有無の確認や調査が必要です。

魅力と活力のあふれる街に 市内各地区の拠点（都市拠点など）への 居住を応援

本市では、地区ごとに、多様な世代が暮らし魅力と活気あふれる拠点「都市拠点」への居住促進制度を設けています。なお、「都市拠点など」については、市内各ページをご覧ください。

ページ番号 1005670

1 住宅取得補助制度

▽内容 市内在住の人は上限30万円、市外在住の人は上限60万円を補助。各種条件に基づくポイント加算方式による給付。

▽対象 次の全てに該当する人。①都市拠点などに、自らが居住するための住宅（床面積25平方メートル以上）を取得し転入した②住宅取得時に、返済期間10年以上の住宅ローンを利用している③自治会に加入している④市税を滞納していない⑤住宅取得日からさかのぼって1年間、都市拠点などに居住していない（賃貸住宅除く）。所得制限・転居内容など条件あり。

ページ番号 1005671

2 家賃補助制度

▽内容 都市拠点の民間賃貸住宅に新たに転入する若年夫婦・子育て世帯、新卒採用者、結婚希望の女性向け家賃補助制度。市内在住の人は上限6万円、市外在住の人は上限12万円を補助。各種条件に基づくポイント加算方式による給付。

▽対象 自治会に加入し、市税を滞納していない次のいずれかに該当する世帯。①40歳未満の夫婦世帯または義務教育終了前の子どもがいる世帯（市外在住者のみ）②29歳以下で、卒業後3年以内に本市企業に就職（内定含む）③とちぎ結婚支援センターに登録する結婚希望の女性。所得制限・転居内容など条件あり。

▽その他 補助は、民間賃貸に居住して一定期間後に支給します。

ページ番号 1005659

3 住宅改修補助制度

▽内容 バリアフリー改修など住宅の性能・機能を向上させる改修工事や、多世帯同居のための設備増設工事、多子世帯・地域活用に向けた間取りの改修工事。補助金額は、対象工事費の10パーセント（上限10万円）。1住宅1回のみ。

▽対象者 次の全てに該当する人。①本市に住民登録している②自己または同居親族（2親等以内）がリフォームする住宅を所有している③市税の滞納がない④改修工事を市内の施工業者に委託する。

▽対象住宅 次の全てに該当する住宅。①現在居住している、または今後居住する予定（賃貸を除く）②住宅の性能・機能を向上させるために必ず行う必須工事費が10万円以上③平成31年2月28日までに申請し、3月29日までに完了実績報告が提出できる。

■申込 住宅課（市役所9階）、各区・団に置いてある申請書（市内からも取り出し可）に必要事項を書き、1住宅取得日から6カ月以内2転居などの日から3カ月以内に必要書類をお持ちの上、直接、住宅課 ☎ (632) 2735へ。

◎ハクビシンなどの有害鳥獣対策 市内全域に被害が増加するハクビシンなどの中型鳥獣対策のため、これまで農業者のみを対象としていた捕獲わなの貸し出しを、4月から、農業者以外の人にも貸し出します。また、設置や処分に関する補助も行います。詳しくは、農林生産流通課 ☎ (632) 2477へ。